

SAGA2024佐賀市実行委員会

第1回常任委員会

**SAGA
2024**

国スポ・全障スポ

SAGA-CITY

書面表決日：令和3年5月31日（月）

SAGA2024佐賀市実行委員会

第1回常任委員会 目次

◆ 報 告 事 項

第1号報告	SAGA2024佐賀市実行委員会常任委員の変更について …	1
第2号報告	SAGA2024佐賀市実行委員会第1回各専門委員会における審議決定事項について ……………	2
第3号報告	SAGA2024開催準備経過概要について ……………	11

◆ 審 議 事 項

第1号議案	第78回国民スポーツ大会佐賀市観光・接伴基本計画(案) ……	14
第2号議案	第78回国民スポーツ大会佐賀市リハーサル大会開催基本計画(案) ……………	15
第3号議案	第78回国民スポーツ大会佐賀市式典基本計画(案) ……………	18
第4号議案	第78回国民スポーツ大会佐賀市消防防災・警備基本計画(案)	19

(参考資料)

資料1	SAGA2024佐賀市実行委員会常任委員会名簿 ……………	21
資料2	SAGA2024佐賀市実行委員会会則 ……………	23
資料3	SAGA2024佐賀市実行委員会専門委員会規程 ……………	27

SAGA2024佐賀市実行委員会常任委員の変更について

令和2年11月2日から令和3年5月20日までの間における常任委員の変更については、下記のとおりです。

SAGA2024佐賀市実行委員会会則第8条第3項の規定に基づき、次の総会において報告することになります。

(順不同・敬称略)

所属団体・役職名	新任者	前任者
佐賀市教育委員会 教育長	中村 祐二郎	東島 正明
佐賀市小中学校長会 会長	富吉 猛	音成 隆
佐賀県高等学校長協会 会長	青木 勝彦	渡邊 成樹
(一社)佐賀県サッカー協会 専務理事	本村 正信	福岡 淳二郎
佐賀県テニス協会 会長	松尾 正一郎	緒方 うらら
佐賀県柔道協会 会長	小形 健二	中島 祥雄
佐賀市中学校体育連盟 会長	藤原 孝昭	鳥谷 功治
佐賀県高等学校体育連盟 会長	牛島 徹	中島 慎一
九州旅客鉄道(株)佐賀鉄道事業部 部長	野田 和成	保田 俊

SAGA2024佐賀市実行委員会第1回各専門委員会
における審議決定事項について

SAGA2024佐賀市実行委員会会則第13条第2項の規定により、
SAGA2024佐賀市実行委員会第1回各専門委員会における審議決定
事項について、次のとおり報告します。

- 1 第78回国民スポーツ大会佐賀市企業協賛取扱要項
- 2 第78回国民スポーツ大会佐賀市ボランティア募集要項

第78回国民スポーツ大会佐賀市企業協賛取扱要項

1 趣旨

この要項は、本市で開催される第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における企業協賛の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 定義

この要項において、企業協賛とは、企業、団体等からの協賛（以下「協賛」という。）をいう。

3 協賛の内容

協賛の内容は、原則として大会の広報啓発及び歓迎装飾に係る物品又はその他大会の運営に要する用具等（以下「協賛物品等」という。）の受入れによるものとする。

4 協賛の実施方法

- (1) 協賛は、SAGA2024佐賀市実行委員会（以下「実行委員会」という。）において受け入れる。
- (2) 協賛の方法は、提供又は貸与とする。
- (3) 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (4) 協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第2号）を交付する。
- (5) 協賛物品等の搬入、据付、撤去等にかかる費用は、原則として協賛者の負担とする。

5 協賛として受け入れないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反するもの及び公の秩序又は良俗を乱すおそれがあると認められるもの
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- (4) 政治活動、宗教活動等に係ると認められるもの
- (5) 個人の氏名を宣伝する目的と認められるもの
- (6) その他実行委員会が適当でないと認めるもの

6 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じ協賛の表示を行うことができる。
ただし、協賛物品等に直接表示することが不適當な場合には、その他の方法により表示するものとする。
- (2) 前号の規定により表示をする場合は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、実行委員会の承認を得て行うものとする。

7 協賛への謝意

- (1) 協賛物品等の提供を受けたときは、協賛者に対して感謝状の贈呈等を行うことができる。
- (2) 協賛への謝意の実施基準は、別表第1のとおりとする。

8 協賛者名等の掲載

- (1) 協賛物品等の提供を受けたときは、必要に応じて実行委員会ホームページ等にその旨を掲載することができる。
- (2) 実行委員会ホームページ等に協賛者名等を掲載する基準は、別表第2のとおりとする。

9 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、大会終了までとする。

10 その他

- (1) 個人協賛は求めないこととするが、申し出があった場合は、別途協議のうえ対応する。
- (2) 協賛物品等については、市価に金額換算して対応する。金額換算が困難であるものについては、別途協議のうえ対応する。
- (3) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ実施する。
- (4) 愛称等を使用したフレーズの使用の範囲については、商品や商品広告を除く自社の広報活動や社会貢献活動に限り、次の例により無償で使用できるものとする。なお、協賛者の愛称等を使用したフレーズの掲載については、事前に実行委員会に内容確認のうえ使用することとする。

(例)

〇〇社は、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{S A G A 2 0 2 4 国スポ} \\ \text{S A G A 2 0 2 4 全障スポ} \\ \text{S A G A 2 0 2 4 国スポ・全障スポ} \end{array} \right\}$

佐賀市開催 {
 を応援しています。
 の協賛企業です。
 ○○競技会を応援しています。
 ○○競技会の協賛企業です。}

別表第1

協賛者	総額（相当額）	感謝状等	対応方法	贈呈者
企業・団体等	50万円以上	感謝状 記念品	贈呈式	会長
	50万円未満 10万円以上			事務局長
	10万円未満	礼状 記念品	郵送	—

別表第2

協賛者	総額 (相当額)	ホームページ	報告書等	協賛物品	愛称等を使用した フレーズ
企業・団体等	10万円以上	協賛者バナー 貼付、写真及 び記事掲載	協賛者名 掲載	掲載可能 物品全て に協賛者 名掲載	使用可
	10万円未満	協賛者名掲載			

様式第1号

協賛申込書

年 月 日

SAGA2024佐賀市実行委員会会長 様

(申込者)
所在地
名称
代表者名

佐賀市で開催されるSAGA2024国スポ及び競技別リハーサル大会の開
催趣旨に賛同し、下記のとおり協賛します。

記

協賛物品等	品 目	
	規 格 等	
	単 価	
	数 量	
	総 額 (相当額)	
協 賛 方 法	<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 貸与	
引渡予定年月日		
そ の 他		

(担当者)
所 属
氏 名
電話番号
Eメール

様式第2号

協賛受領書

年 月 日

様

SAGA2024佐賀市実行委員会会長

佐賀市で開催されるSAGA2024国スポ及び競技別リハーサル大会にかかる協賛物品等を下記のとおり受領しました。

記

協賛物品等	品 目	
	規 格 等	
	単 価	
	数 量	
	総 額 (相当額)	
協 賛 方 法	<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 貸与	
受 領 年 月 日		
そ の 他		

第78回国民スポーツ大会佐賀市ボランティア募集要項

1 趣旨

この要項は、本市で開催される第78回国民スポーツ大会「SAGA2024 国スポ」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）において、市民一人ひとりが、それぞれの立場で積極的に参加し、大会参加者や一般観覧者を心のこもったおもてなしでお迎えするとともに、喜びと感動を共有する大会とするため、大会の広報及び運営に携わるボランティアの募集に関し、必要な事項を定める。

2 募集主体

SAGA2024佐賀市実行委員会（以下「実行委員会」という。）

3 活動内容

大会等の広報及び本市で開催する競技会の運営に携わるボランティアの主な活動内容は、次のとおりとする。

区分		主な活動内容
広報・市民運動		大会等のPR活動 市民運動補助
競技会運営	会場受付	競技会場での受付、資料配布
	案内	競技会場等での案内、情報提供
	休憩所	休憩所におけるおもてなし
	弁当配布	弁当の配布、空き箱の回収
	会場整理	競技会場における会場準備、来場者の誘導 駐車場等整理の補助
	環境美化	競技会場内外の美化、清掃活動
	その他	その他競技会運営に関する活動

4 募集期間

(1) 広報・市民運動

令和3年度から募集人数に達するまでとする。

(2) 競技会運営

令和4年度から募集人数に達するまでとする。

5 募集人数

合計2,000人程度

6 応募要件

平成24年4月1日以前に生まれた方で、次の各号のいずれかに該当すること。ただし、応募時点で18歳未満の方の申込みについては、保護者の同意を得るものとする。

- (1) 本市に在住、通勤、通学している個人
- (2) 本市に活動拠点を有する団体
- (3) 上記以外に、実行委員会が必要と認めた個人及び団体

7 応募方法

所定の申込書に必要事項を記入し、実行委員会に持参もしくは郵送、ファックスにより申し込むか、実行委員会ホームページの応募フォームにより申し込む。ただし、応募時点で18歳未満の方の申込みについては、保護者の同意が必要となるため、郵送又は持参に限る。

8 登録・抹消

- (1) 実行委員会は、応募要件を満たした応募者をボランティアとして登録する。
- (2) 実行委員会は、次の場合に登録を取り消すことができる。
 - ア 本人又は団体から申し出があった場合
 - イ 大会のイメージを損なう行為があった場合
 - ウ 大会運営に支障があると判断した場合

9 活動期間

ボランティア登録後から大会終了までとする。ただし、登録時点において小学生の場合、活動開始（研修会等を含む。）は中学生になってからとする。

10 活動内容の決定

登録者の具体的な活動内容については、実行委員会が実施する希望調査等を参考に決定する。

11 研修等

実行委員会は登録者に対し、大会に関する認識を深め、円滑な大会運営を行えるよう、必要に応じて研修会等を実施する。

12 報酬及び交通費

研修やボランティア活動等を含めた報酬は無償とし、交通費は原則として自己負担とする。

13 服飾及び食事

ボランティアの活動にあたっては、ボランティアであることが識別できる服飾及び弁当を、必要に応じて実行委員会が支給する。

14 保険

ボランティアの活動及び研修等にあたっては、必要に応じて実行委員会の負担で「傷害保険」及び「損害賠償責任保険」に加入する。

それ以外の活動における事故等について、実行委員会は責任を負わないものとする。

15 個人情報の取扱い

応募者の個人情報については、佐賀市個人情報保護条例（平成17年佐賀市条例第20号）をはじめ、関係法令の規定に基づき、適正に管理・保護する。ただし、申込時に佐賀県のSAGA2024実行委員会（以下「県実行委員会」という。）への情報提供に同意している登録者の情報に限り、県実行委員会からの要請に応じて提供することができるものとする。

16 その他

この要項に定めるもののほか、ボランティアの募集について必要な事項は別に定める。

SAGA2024開催準備経過概要について

* は市関係分

年 度	内 容
平成25年度	(公財)佐賀県体育協会が「平成35年国体佐賀県招致要望書」を、(一社)佐賀県障がい者スポーツ協会が「平成35年全障スポ佐賀県招致要望書」を、佐賀県知事、佐賀県教育委員会、佐賀県議会議長に提出(8月)
	佐賀県議会で、佐賀県知事が「平成35年国体及び全障スポの佐賀県招致」を表明(11月)
	佐賀県議会在が「平成35年国体及び全障スポの佐賀県招致」を決議(12月)
	佐賀県教育委員会が「平成35年国体及び全障スポの佐賀県招致」を議決(12月)
平成26年度	佐賀県知事・佐賀県教育委員会・(公財)佐賀県体育協会会長の連名で、文部科学大臣、(公財)日本体育協会会長、及び日本障がい者スポーツ協会会長に、「平成35年国体及び全障スポの開催提案書」を提出(4月)
	(公財)日本体育協会第2回理事会において、平成35年佐賀県での国体開催を了承(内々定)(6月)
	平成35年国体・全障スポ佐賀県準備委員会の設立(10月)
平成27年度	佐賀県準備委員会において、開催準備総合計画及び会場地市町選定基本方針等の決定(12月)
平成29年度	競技会場の第1次内定(6月) 【ボウリング、高校野球[硬式]、陸上、水泳[競泳、飛込]、サッカー、ラグビー、テニス、体操】
	第72回愛媛国体視察調査(9~10月)
	中央競技団体正規視察(11~1月)【サッカー、テニス、ボウリング、高校野球】
	競技会場の第2次内定(12月) 【バレーボール[成年女子]、水泳[水球、シンクロナイズドスイミング]、フェンシング、ボート、カヌー[スプリント]、クレール射撃】
平成30年度	(公財)日本スポーツ協会第3回理事会において、第78回国民スポーツ大会(本大会)の開催地が佐賀県に内定(7月)
	中央競技団体正規視察(7~8月)【陸上、ラグビー、クレール射撃】
	第73回福井国体視察調査(9~10月)
	競技会場の第4次内定(12月) 【総合開会式・閉会式、体操[トランポリン]、柔道、ライフル射撃[センターファイアピストル】
	第78回国民スポーツ大会庁内推進会議(第1回)開催(12月)

年 度	内 容
令和元年度	佐賀市地域振興部内に国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会推進課を設置（4月）
	第75回鹿児島国民体育大会リハーサル大会視察（4～10月）【高校野球【硬式】、カヌー【スプリント】、水泳【競泳、飛込】、テニス】
	第78回国民スポーツ大会庁内推進会議（第2回）開催（5月）
	佐賀県準備委員会において、国スポ・全障スポ会期案の決定（5月）
	第78回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会設立総会・第1回総会開催（6月）
	第78回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会第1回常任委員会開催（8月）
	第74回茨城国体視察調査及び事業概要説明会出席（9～10月、12月）
	中央競技団体正規視察（11～2月）【水泳、ライフル射撃、バレーボール、柔道、体操、ボート】
	第78回国民スポーツ大会庁内推進会議（第3回）開催（12月）
	佐賀県準備委員会において、第78回国民スポーツ大会・第23回全国障害者スポーツ大会の愛称・メインメッセージが決定（12月）
	第78回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会第1回（総務企画・競技式典・宿泊衛生・輸送交通）専門委員会開催（2月）
令和2年度	国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会推進課の執務室をゼロワン佐賀ビル【現：まるなかビル】（佐賀市松原）4階へ移転（4月）
	新型コロナウイルス感染拡大の不安が払しょくできないとして、鹿児島県で開催予定だった第75回国民体育大会（本大会）・第20回全国障害者スポーツ大会の延期が決定（6月）
	第78回国民スポーツ大会庁内推進会議（第4回）開催（8月）
	中央競技団体正規視察（8、10月）【カヌー、フェンシング】
	第78回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会第2回常任委員会・総会開催（10月）
	日本スポーツ協会は臨時理事会を開催し、2023年の鹿児島国民体育大会、2024年の佐賀国民スポーツ大会の開催を正式決定（10月）
	第76回三重国民体育大会リハーサル大会視察（10月）【体操【トランポリン】】
	第78回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会第3回総会開催（書面）（11月）
SAGA2024佐賀市実行委員会の設置（11月）	
SAGA2024佐賀市実行委員会第1回（総務企画・競技式典・宿泊衛生・輸送交通）専門委員会開催（1～2月）	

年 度	内 容
令和 3 年 度	機構改編に伴い、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会推進課を廃止し、国スポ・全障スポ総務課及び国スポ・全障スポ競技課を設置（4月）
	第 78 回国民スポーツ大会庁内推進会議（第 5 回）開催（4 月）

第78回国民スポーツ大会佐賀市観光・接伴基本計画（案）

1 目的

第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」（以下「SAGA国スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の観光・接伴については、「第78回国民スポーツ大会佐賀市開催推進総合計画」に基づき、本市を訪れるすべての方々を温かくお迎えするとともに、歴史、文化、自然など本市の多彩な魅力に触れていただくことで、「また訪れたい」と感じていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

2 内容

(1) 歓迎装飾の実施

大会参加者等を歓迎するとともに、SAGA国スポの開催機運や歓迎ムードを高めるため、競技会場、主要駅等に歓迎装飾を行う。

(2) 案内所の設置等

大会参加者等の利便性向上を図るとともに、本市の多彩な魅力に触れていただくため、競技会場、主要駅等への案内所の設置やエクスカージョンを提供する。

(3) 休憩所の設置

大会参加者等が憩いの場として利用するため、競技会場に休憩所を設置する。

(4) 売店等の設置

大会参加者等の利便性向上を図るとともに、本市の特産品等の紹介及び販売を促進するため、競技会場に売店等を設置する。

(5) おもてなしの提供

関係機関・団体等の協力を得て接遇意識の高揚を推進するとともに、大会参加者等との交流や本市への誘客を図るため、心のこもったおもてなしを提供する。

第78回国民スポーツ大会佐賀市リハーサル大会開催基本計画（案）

1 目的

第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」（以下「SAGA国スポ」という。）に備えて本市で開催する競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）については、県の「SAGA2024国民スポーツ大会競技別リハーサル大会開催基準要項」及び「第78回国民スポーツ大会佐賀市競技運営基本計画」に基づき、競技会の運営能力の向上と市民の機運醸成を図るため、県、競技団体、関係機関等と協力して開催する。

2 大会の選定

リハーサル大会は、県及び競技団体との協議により選定する。

3 大会の運営

リハーサル大会は、原則としてSAGA国スポに準じて運営するものとし、競技団体と協力し、目的や実情に応じ、必要最小限の経費で創意工夫を凝らして、質の高い効率的な大会運営に努める。

4 内容

(1) 実施本部の設置

リハーサル大会の運営に万全を期するため、大会実施本部を設置する。

(2) 競技運営

ア 競技運営

競技運営の主管は競技団体とし、SAGA2024佐賀市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は競技団体との緊密な連携のもとに、合理的かつ効率的な運営に努める。

イ 競技記録の収集及び速報

競技団体との緊密な連携のもとに、迅速かつ正確な記録の収集及び速報に努める。

(3) 式典

ア 開・閉会式及び表彰式

開・閉会式及び表彰式（以下「式典」という。）は、競技団体と協議し、競技運営に支障のないよう簡素化に努める。

イ 式典音楽

式典で使用する音楽は、CD等の活用を図るなど簡素化に努める。

(4) 施設

リハーサル大会で使用する施設は、原則としてSAGA国スポで使用する競技会場を充てることとし、できる限りSAGA国スポと同じ条件により行う。また、リハーサル大会の運営に必要な仮設施設については、競技団体及び施設管理者と協議のうえ、整備する。

(5) 競技物品

リハーサル大会に必要な競技物品については、既存物品を活用することとし、不足する場合は、借用での対応を基本とする。また、物品を新たに購入する場合は、SAGA国スポでの使用を考慮し、必要最小限とする。

(6) 広報・市民運動

SAGA国スポに対する市民の理解を深め、市民総参加の機運を盛り上げるため、広報活動及び市民運動を展開する。

(7) 観光・おもてなし

リハーサル大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「リハーサル大会参加者」という。）並びに一般観覧者に心のこもったおもてなしを提供するため、必要に応じて歓迎装飾や案内所、休憩所、売店等を設置する。

(8) 医事・衛生

リハーサル大会参加者及び一般観覧者（以下「リハーサル大会参加者等」という。）の傷病に速やかに対処するため、関係機関等の協力を得て、医療救護体制を整えるとともに、清潔で快適な環境整備に努める。

(9) 感染症の感染拡大防止

リハーサル大会参加者等が安心安全に参加できるように、国及び公益財団法人日本スポーツ協会並びに各中央競技団体が策定する感染拡大予防ガイドラインを参考に必要な感染拡大防止対策を、競技団体及び施設管理者と協議のうえ、実施する。

(10) 輸送交通

リハーサル大会参加者等の輸送については、原則として既存の公共交通機関を

利用する。ただし、公共交通機関の状況や競技の特殊性等から必要と認めるときは、計画輸送を行う。

(11) 警備・消防

リハーサル大会を安全かつ円滑に運営するため、関係機関等と連携し、雑踏事故、火災その他災害、事故等の未然防止に努めるとともに、非常時における緊急対応に万全を期する。

(12) その他

ア この計画に定めるもののほか、必要な事項は、市実行委員会の各基本計画に準じて実施する。

イ 第23回全国障害者スポーツ大会「SAGA2024全障スポ」におけるリハーサル大会については、佐賀県が設置したSAGA2024実行委員会が主体となって実施する。

第78回国民スポーツ大会佐賀市式典基本計画（案）

1 目的

第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」（以下「SAGA国スポ」という。）において本市で開催する式典については、大会参加者への歓迎、賞賛を表すものとし、「第78回国民スポーツ大会佐賀市開催推進総合計画」に基づき、簡素・効率化等の創意工夫を図りつつ、本市の特色を生かした式典とする。

2 内容

(1) 開始式

開始式を実施する場合は、選手のコンディションに配慮し、競技運営に支障のないよう簡素化に努めることとする。

(2) 表彰式

表彰式は、競技団体及び関係機関等と協議、協力して実施するものとし、入賞者が、一般観覧者を含め競技会に参加した多くの人々と喜びを分かち合えるような、競技会終了にふさわしいものとする。

(3) 式典音楽

式典で使用する音楽は、CD等の活用を図るなど、できるだけ簡素なものとする。

3 その他

(1) この計画に定めるもののほか、SAGA国スポに関するその他の式典については、佐賀県が設置したSAGA2024実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が主体となって実施する。

(2) 第23回全国障害者スポーツ大会「SAGA2024全障スポ」における式典については、県実行委員会が主体となって実施する。

第78回国民スポーツ大会佐賀市消防防災・警備基本計画（案）

1 目的

第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」における消防防災・警備業務については、「第78回国民スポーツ大会佐賀市開催推進総合計画」に基づき、消防・警察その他関係機関等（以下「関係機関等」という。）と緊密な連携のもとに、消防防災・警備体制の確立を図り、競技会場その他大会関係施設における災害の防止、治安の確保及び非常時における緊急対応に万全を期することを目的とする。

2 基本事項

(1) 消防防災対策

ア 競技会場、練習会場、宿泊施設、沿道等（以下「競技会場等」という。）の火災その他の災害予防並びに災害発生時における情報伝達、避難誘導及び救急・救助に関する対策を講じる。

イ 大会期間中の火災その他の災害の未然防止及び災害発生時の被害の軽減を図るため、防火・防災に対する意識の向上を図る。

(2) 警備対策

ア 競技会場等における事故及び事件の防止を重点とした適切な諸対策を講じる。

イ 大会期間中には、警察その他関係機関等と連携を図り、防犯対策を推進し、犯罪の防止に努める。

(3) 大規模災害・突発重大事案対策

佐賀市地域防災計画を踏まえ、大規模災害及び突発重大事案の発生時における情報収集・伝達、避難誘導、被害の拡大防止、救急・救助等に関する対策を講じる。

(4) 関係機関との連絡調整

消防防災・警備業務の円滑な推進を図るため、関係機関等と緊密な連携を図るとともに、情報連絡体制を確立する。

3 その他

第23回全国障害者スポーツ大会における消防防災・警備業務については、佐賀県が設置したSAGA2024実行委員会が主体となって実施する。

(参考資料)

SAGA 2024 佐賀市実行委員会常任委員会名簿

委員長 1名

(順不同・敬称略)

選出区分	所属団体	役職	氏名
市関係	佐賀市	副市長	伊東 博巳

副委員長 1名

選出区分	所属団体	役職	氏名
スポーツ関係	(公財)佐賀市体育協会	会長	林 正博

常任委員 35名

選出区分	所属団体	役職	氏名
産業・経済関係	佐賀商工会議所	会頭	陣内 芳博
市議会関係	佐賀市議会	議長	川原田 裕明
市関係	佐賀市	副市長	白井 誠
市関係	佐賀市教育委員会	教育長	中村 祐二郎
教育・学校関係	佐賀市小中学校長会	会長	冨吉 猛
教育・学校関係	佐賀県高等学校長協会	会長	青木 勝彦
教育・学校関係	佐賀県私立中学高等学校校長会	会長	吉松 幸宏
スポーツ関係	(一財)佐賀陸上競技協会	会長	末次 康裕
スポーツ関係	佐賀県水泳連盟	会長	高木 辰巳
スポーツ関係	(一社)佐賀県サッカー協会	専務理事	本村 正信
スポーツ関係	佐賀県テニス協会	会長	松尾 正一郎
スポーツ関係	佐賀県ボート協会	会長	竹尾 啓助
スポーツ関係	佐賀県バレーボール協会	理事長	池上 寿伸
スポーツ関係	佐賀県体操協会	理事長	坂井 欣吾
スポーツ関係	佐賀県フェンシング協会	会長	中野 武志
スポーツ関係	佐賀県柔道協会	会長	小形 健二
スポーツ関係	佐賀県ライフル射撃協会	会長	八谷 克幸
スポーツ関係	佐賀県ラグビーフットボール協会	会長	古賀 醸治
スポーツ関係	佐賀県カヌー協会	会長	留守 茂幸
スポーツ関係	佐賀県ボウリング連盟	会長	山下 雄平
スポーツ関係	佐賀県クレ射撃協会	会長	坂本 昭一
スポーツ関係	佐賀県高等学校野球連盟	理事長	吉富 壽泰
スポーツ関係	佐賀市中学校体育連盟	会長	藤原 孝昭
スポーツ関係	佐賀県高等学校体育連盟	会長	牛島 徹

選出区分	所属団体	役職	氏名
スポーツ関係	佐賀市スポーツ推進委員協議会	会長	山田 邦雄
医療・福祉関係	(一社)佐賀市医師会	会長	吉原 正博
医療・福祉関係	(一社)佐賀市歯科医師会	会長	東島 伸氏
医療・福祉関係	(一社)佐賀市薬剤師会	会長	田中 須磨代
医療・福祉関係	(公社)佐賀県看護協会	副会長	樋渡 泉
社会・文化・環境	佐賀市自治会協議会	会長	小城原 直
宿泊・観光・衛生	(一社)佐賀市観光協会	会長	牛島 英人
宿泊・観光・衛生	(一社)日本旅行業協会九州支部佐賀県地区委員会	委員長	山田 聡
宿泊・観光・衛生	佐賀県生活衛生同業組合連合会	会長	今村 芳幸
通信・輸送・交通	(一社)佐賀県バス・タクシー協会	会長	金子 晴信
通信・輸送・交通	九州旅客鉄道(株)佐賀鉄道事業部	部長	野田 和成

SAGA2024佐賀市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、SAGA2024佐賀市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第78回国民スポーツ大会及び第23回全国障害者スポーツ大会において、佐賀市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (2) 佐賀市を代表する者
- (3) 佐賀市議会を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 50名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、佐賀市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名する者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 第5項の規定にかかわらず、会長が必要と認めたときは、書面により総会を開会することができる。この場合において、賛否等を表明した委員を出席委員とみなす。

(常任委員会)

- 第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長及び副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
 - 3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
 - 4 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
 - 5 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
 - 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託又は委任に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
 - 7 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。
 - 8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
 - 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
 - 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、こ

れを専決処分することができる。

- 2 会長は前項の規定により、専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、佐賀市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この会則は、令和元年6月3日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年10月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、令和2年11月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この会則の施行の際現に第78回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員である者は、それぞれSAGA2024佐賀市実行委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとみなす。

S A G A 2 0 2 4 佐賀市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、S A G A 2 0 2 4 佐賀市実行委員会会則（令和元年6月3日施行）第13条第3項の規定に基づき、S A G A 2 0 2 4 佐賀市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称並びにS A G A 2 0 2 4 佐賀市実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちからS A G A 2 0 2 4 佐賀市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（あらかじめ通知された事項について、代理人が議決権を行使した委員及び書面により議決権を行使した委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱した者（以下「部会委員」という。）をもって構成する。
- 3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年8月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年11月2日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画 専門委員会	1 開催推進総合計画に関すること。 2 広報及び市民運動に関すること。 3 観光及び接伴に関すること。 4 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典 専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事及び衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通 専門委員会	1 輸送及び交通に関すること。 2 消防及び警備に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。